

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市の人口は、単調増加を続けているが、今後、老年人口の増加と年少人口及び生産年齢人口の減少が予測される。

産業構造は、事業所数及び従業者数の上位3産業は、「卸売業・小売業」「製造業」「宿泊業・飲食サービス業」となっており、事業所数では全産業の約14%が「製造業」を占め、「製造業」の中では「金属製品製造業」が約20%を占めている。

市全体の総生産額は、「製造業」と「不動産業」にやや特化しており、全体の約43%を占めている。（参照「草加市統計データブック2022」「平成28年経済センサスー活動調査」）

また、当市における産業振興施策の基本的な方向性は、「快適都市―草加―」の「持続可能性」を支える産業構造の構築としていて、重視すべき視点としては「域内経済循環の活性化」と「域外収支の改善（外需獲得）」に繋がる産業の育成である。

なお、市内産業において、域外収支がプラスである業種は「製造業」であり、売上高構成比や付加価値特化係数を含め分析した場合、「金属製品製造業」「生産用機械器具製造業」が比較的当市の産業を特徴づけているとともに、持続可能な都市となるために必要な「外需の獲得」を既に支えている業種であることが分かる。（参照「草加市産業新成長戦略」）

(2) 目標

先端設備等の導入による業務革新の挑戦を促進することで、経営者にとっては経営の安定等、勤労者にとっては業務効率化によるワークライフバランスの促進等、産業における幸福実感の向上を目指す。

さらに、先端設備等の導入は、市内企業の競争力のみならず魅力向上にも繋がっており、長期的には人口増加や職住近接の推進を望むことができ、地域の活力増加も期待する。

なお、先端設備等導入計画の認定数は、2年間累計50件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

なお、労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たりの年間就業時間）で除したものとする。

2 先端設備等の種類

製造現場においては、原材料の受入れ・検収、原材料のピックアップ、加工・組立て、検査・検品、梱包・出荷、いずれの工程においても、先端設備等による生産工場の効果があると考ええる。

また、製造現場にかかわらず、研究・開発部門や、在庫管理や工程管理等の間接部門においても、先端設備等の導入により、コストダウンや工数削減等に繋がり、結果として生産性向上に寄与するケースもあると考ええる。

よって、前記「先端設備等の導入の促進の目標」に記載の目的に鑑み、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てを対象とする。

ただし、本計画は雇用の創出や地域経済の発展を図る目的であることから、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備に関しては、自らが電力を消費する目的で設置するもののみを対象とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

市内に所在のある全ての中小企業者を対象とする。

当市の産業の中心を担う金属加工業においては、先端設備等の導入が、納期、品質、コストといった顧客ニーズに対する競争力に直結し、受注の幅や売上拡大に繋がると考えられる。

(2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組を促すため、全ての業種・事業を対象とする。

太陽光発電等の再生可能エネルギー設備に関しては、自らが電力を消費する目的で設置するもののみを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画の期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

関連する法律・条例等を順守する。

公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるものは対象としな

い。

人員削減を目的とした取組は対象としない。

市税を滞納している事業者については、本計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。